

多賀城市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

1 監査の対象及び実施日

対象団体	監査の範囲	監査実施年月日
多賀城市観光協会	平成31年度多賀城グルメブランド拡大戦略事業補助金	令和2年10月27日(火)
多賀城市老人クラブ連合会	平成31年度多賀城市老人クラブ連合会補助金	令和2年10月30日(金)

2 監査の着眼点 補助の対象となっている事業が交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか並びに補助金に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の結果 別紙のとおり

令和2年10月実施 補助金交付団体に係る監査結果

対 象	多賀城市観光協会
監 査 の 範 囲	平成31年度多賀城グルメブランド拡大戦略事業補助金
実 施 日	令和2年10月27日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	多賀城市老人クラブ連合会
監 査 の 範 囲	平成31年度多賀城市老人クラブ連合会補助金
実 施 日	令和2年10月30日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>(1) 多賀城市老人クラブ連合会運営費補助金交付申請について、交付申請書は市へ提出されているが、交付申請に係る起案及び決裁が行われていなかった。</p> <p>(2) 当該補助金の実績報告書について、起案文書と発出文書の日付に整合性がなかった。</p>